

## 議案第20号

### 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
(授業料等の徴収)				(授業料等の徴収)					
第2条 略				第2条 略					
2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制、 <u>定時制又は通信制</u> の課程において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収する。				2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の全日制又は <u>定時制</u> の課程において聴講を許可された者からは、聴講料を徴収する。					
(授業料等の額)				(授業料等の額)					
第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。				第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。					
区 分		金 額		区 分		金 額			
		授業料 (年額)	入 学 料			入学選抜 手 数 料	授業料 (年額)	入 学 料	入学選抜 手 数 料
県立高 等学校	全日制 の課程	<u>111,600円</u>	略		県立高 等学校	全日制 の課程	<u>108,000円</u>	略	
	定時制 の課程	<u>31,200円</u>	略			定時制 の課程	<u>28,800円</u>	略	
	通信制 の課程	1単位につき <u>290円</u>	略			通信制 の課程	1単位につき <u>280円</u>	略	
	専攻科	<u>211,200円</u>	<u>10,000円</u>	略		専攻科	<u>162,000円</u>	<u>5,550円</u>	略

2 聴講料の額は、聴講を許可された教科科目の1単位に相当する授業時間につき全日制又は定時制の課程を聴講する場合にあっては年額3,720円、通信制の課程を聴講する場合にあっては年額630円とする。

2 聴講料の額は、聴講を許可された教科科目の1単位に相当する授業時間につき年額3,600円とする。

第2条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前					
(授業料等の額)				(授業料等の額)					
第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。				第3条 授業料、入学料及び入学選抜手数料の額は、次のとおりとする。					
区 分		金 額		区 分		金 額			
		授業料 (年額)	入 学 料	入学選抜 手 数 料			授業料 (年額)	入 学 料	入学選抜 手 数 料
県立高 等学校	略					県立高 等学校	略		
	専攻科	<u>261,600円</u>	略		専攻科		<u>211,200円</u>	略	
2 略				2 略					

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 施行日の前日に県立高等学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第1条の規定による改正後の鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（以下「新授業料条例」という。）第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日以後において、県立高等学校に編入学、転入学、再入学又は転籍（以下「編入学等」という。）をする者に係る授業料の額は、新授業料条例第3条の規定にかかわらず、その者の属する学年に在学する者（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第64条の3第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立学校の全日制の課程又は定時制の課程に編入学等をする場合においては、その者の在学すべき期間が相当する者）に係る授業料の額と同額とする。